

半大統領制とコアビタシオン： ド・ゴールからミッテランへ

土 倉 莞 爾

目 次

はじめに

1. 半大統領制について
2. コアビタシオンについて
3. ド・ゴール大統領期（1958～1969）
4. ミッテラン大統領期（1981～1995）

おわりに

はじめに

共和国の国家元首は一般に大統領と言われる。君主を国家元首とする君主国と対照的な国家形態である。大統領制は、アメリカ合衆国が独立した時に作りだされた制度であるが、半大統領制といわれるフランスの大統領制は、フランス第五共和制の創設とともに形成された。本稿は、大統領の権力の問題を、フランスの半大統領制に視角を絞り、比較政治学的に考察する。

フランスの政治・憲法学者モーリス・デュヴェルジェが1980年に著した「新しい政治システム・モデル——半大統領政府」によれば、半大統領制とは、① 大統領は国民により直接選出される、② 大統領は相当な権力を有する、③ 大統領と執行権を持つ首相・閣僚が並存し、後者は議会が不信任を表明しない限りにおいて、その職に留まることが出来る（Duverger 1980, 166；Elgie 2004, 316；土倉 2000, 4；藤嶋 2014, 172）。

ただ、半大統領制化における大統領選挙の位置づけは、やや不明瞭かもしれない。たしかに、第五共和制下のフランスについては、大統領の持つ実質的権力・大統領選挙の重要性から、左右二極化や、政党のトップリーダーへの依存、

コアピタシオンを生み出す選挙サイクルなどが注目されて来た(レイ・吉田 2015, 209-10)。しかし、このような大統領制寄りの均衡、あるいは超大統領制は、少なくともヨーロッパの半大統領制諸国のなかでは例外である(藤嶋 2016, 209-10)。

具体的な対象(ケース・スタディ)としてフランス第五共和制の中心的な存在であったド・ゴール大統領期(1959年1月~1969年4月)とミッテラン大統領期(1981年5月~1995年5月)に焦点をあてて、「大統領の権力」の歴史社会学的な解明を試みる。ド・ゴールは、共和主義的君主と呼ばれ、ミッテランは政党政治的大統領と言われる。また、ド・ゴールは大統領機能を明確にした者、ミッテランは社会主義的君主主義者と言われることもあるが、共通するのはフランスの半大統領制の特色を存分に発揮した大統領であったことである。

2015年11月、パリ同時多発テロ事件に対して、フランス大統領オランドは「威厳」¹⁾を大いに発揮したといわれているが、この大統領の「威厳」とは何か? これもフランスの「大統領の権力」の基本的問題のヒントになると考えられる。

さて、とりあえず、大統領制について、まず、問題を整理しておこう。

アメリカが、立法府、行政府、司法府の三権の間の独立と均衡抑制を基本原理とする大統領制をとるのに対して、イギリスは立法府における多数派が行政府を握ることで立法権と行政権が融合し、強い行政府を生み出す議院内閣制をとっている(久米ほか 2011, 195)。

議院内閣制は、イギリスや日本で採用されている仕組みであるが、大統領制との大きな違いは、立法府と行政府の関係にある。議院内閣制では、選挙で選ばれた議員が議会を構成した上で、議会の多数派から首相が指名され、その首相が他の国务大臣を任命して内閣を形成する。これに対して、大統領制では、立法府を構成する議員の選挙とは別に、行政府の長である大統領が国民によって直接に選出される(川出・谷口 2012, 62)。

比較政治学の大統領制研究は、1990年代に制度分析が始められて以降、それまでの議院内閣制との比較的素朴な対比から、その様相を一変させたといっ

よい。その分析枠組みは、当初主な事例として取り上げられていたラテンアメリカ諸国を離れ、アジア諸国や日本の地方政府についての研究にまで援用されるに至っている（待鳥 2016, 101）。

大統領制の場合、国民から直接選出される大統領は、議会でなく国民に対して責任を負う。また、立法権と行政権の融合を特徴とする議院内閣制に対して、大統領制は両権の厳格な分立が特徴である。ところで、議院内閣制における首相よりも、大統領のほうが強力なリーダーシップを発揮できると言われることがある。しかし、各国の制度的・歴史的な諸条件により異なるものの、実は、「行政権と立法権が融合している議院内閣制のほうが、両権が分立している大統領制よりもリーダーシップ発揮には有利な場合が多い」（川出・谷口 2012, 65-7）という考え方もあるが、必ずしも同意できない。半大統領制のフランスでは大統領権力が威力を発揮していると言えるのではないだろうか？

どのような制度も完全な制度はありえない。大統領制にも、議院内閣制にも同じことが当てはまる。両制度とも長所と短所を抱えている。大統領制の長所として、政治の安定がある。立法府の権力に依存する議院内閣制では、行政の在任期間に不安が残っている。議院内閣制のルールは議会が不信任によって内閣を崩壊させることが出来るが、これは政治の不安定を招くことになる（古田 2014, 67-8）。

大統領制は国民から直接選挙されるので、議院内閣制での内閣の選出過程より民主的である。民主主義は政府の長を国民が直接選ぶべきことを要求する。これが可能な制度は大統領制である（古田 2014, 68）。ここでは、民主的の解釈にもよるが、端的に言って、トランプやマリーヌ・ルペンが大統領に選出されるケースを想定すると、「民主主義は政府の長を国民が直接選ぶべきことを要求する」ということについて熟考しなければならないのではないかという気がしないでもない。

大統領制での行政と立法府の対立による膠着状態は、大統領制にある二つの機関の存在による必然的帰結であり、それによって政府機関の麻痺をもたらす（例：オバマ大統領とアメリカ議会の対立）（古田 2014, 69）。このようなこと

はフランスではまず見られない。

スペイン生まれのアメリカの政治学者リンス（リンス，2003）によれば，大統領制は，「二元的な民主主義的正統性」と「硬直性 rigidity」という二つの特徴を持つという。大統領は，行政を統制する立場にあり，人民からの直接投票によって選出されるが，議会もまた選挙に選ばれた議員から構成されている。大統領と議会との両者は，選挙という敷居を超えて当選したのであり，選挙を通じて両者に対して正統性が付与されるため，そこには正統性が二元化して存在することになる。大統領と議会が対立したとき，いずれの立場を優先させるのか，正統性を持つのは，いずれの側なのかという問題が引き起こされる危険性を孕んでいる。両者の対立は，民主主義の安定というよりも停滞をもたらすことになり，安定的な民主主義の実現は困難になるかもしれない（岩崎 1999, 332）。

リンスは次のように言っている。もし，大統領制と議院内閣制との基本的な差異を要約しなければならないとしたら，大統領制が政治過程に導入した硬直性と，議院内閣制における政治過程の極めて大きな柔軟性を指摘したい。この硬直性は，大統領制を擁護する長所とみなすことが出来る。なぜなら，この硬直性は，議院内閣制に固有の不確実性や不可測性を減少させるからである。議院内閣制では，非常に多くのアクターたち，すなわち，政党や，政党の指導者たち，さらには党籍を変える議員を含めた平議員たちは，選挙と選挙との間において，何時でも基本的な変更を行なうことが出来るし，また，再編を求めることが出来るし，何よりも，政府の長，首相を変えることが出来る。強い権力と予測可能性の追求は，大統領制に有利であるように見える。しかし，逆説的であるが，現職者の死から，とりわけ，変動する状況に直面した時の重大な判断ミスに至るまでの予期せぬ出来事によって，大統領の支配は予測不可能となり，しばしば弱くなるのに対して，首相の支配は，信任投票を要求することで，自らの権威と民主的正当性を常に強化することが出来る。体制移行と体制の定着の期間が不確かであるため，大統領制の硬直性は，明らかに，変化する状況に柔軟に対応できる議院内閣制よりも，より多く問題となる（リンス 2003,

24：辻 2005, 41-2)。

半大統領制の特徴は、直接民主主義選挙と大統領の行政府とが結びつき、安定した行政府を行使するが、それには任期がある。それに加えて議会選出の内閣と首相との関係の柔軟さが組み合わさっていることである。大統領、首相、内閣は、権力を共有する連合を形成することで、純粋の大統領制よりよい機会を持つことにある(古田 2014, 72)とも言えるが、コアピタシオンをどう考えるかが問題になってくる。最近のフランスの政治学者の見解では、コアピタシオンを停滞状況と考えている印象がある。

イタリアの政治学者ジョヴァンニ・サルトーリは言う。「私の解釈は、フランスの半大統領制は『柔軟な』二元的な権威構造に基づいた、真の『混合性』へと発展したと考える。これは、いわば多数派の構成が変わるにつれ、その『第一の指導者』の代わる(振動する)二元的な執行府である」大統領と議会の多数派が一致している場合、大統領は決定的に首相に対して優勢となり、適用される憲法は実体憲法(憲法規定)となる。逆に、分割された政府(大統領と議会の多数派が一致しない場合)、分割された政府で優勢となるのは、議会の多数派によって支持される首相であり、これまた公式の憲法が、首相が自身の権利として統治することを要求できることを支持しているからである。実際、ミッテラン大統領がシラクを首相に任命せざるをえなかった時、ミッテランは法的な論争に勝つことはないと非常によく理解していた。反対に、多数派の首相が大統領とうまく行っている時(エドゥアール・バラデュール Édouard Balladur 首相とミッテラン大統領のように)、この行動パターンの根底にある理由は、第一に、憲法が実体として定着していることであり、第二に、彼らが大統領になると彼らも「皇帝」のような大統領になろうとするからである。大統領と首相の両者は、「柔軟な二頭制 flexible diarchy」による再均衡で制度が機能すると感じたのだと思われる(サルトーリ 2000, 139-40; Sartori 1997, 124-5)。

サルトーリは、半大統領制が大統領制よりも優れていると主張している。その理由は、半大統領制が大統領制よりも「分割政府」によく対応できるという

点と、大統領制を廃止しようとしている国にとって、大統領制から議院内閣制への変更は「既知のもの範囲内、その国の持つ経験と知識の範囲内で機能することを可能にするものである」からという点にある。サルトーリは、議院内閣制が機能していない事例では、議院内閣制から他のものへと変更しようとするを指摘し、機能不全に対する解決策として、半大統領制を導入しようとする点にも注意点を指摘している（岩崎 2015, 192；サルトーリ 2000, 150-2；Sartori 1997, 135-7）。

フランスの政治体制は、大統領が直接選挙で選ばれると同時に、議会議員団は、政府に不信任を突きつけることが出来るような、半大統領制ないし半議院内閣制と呼ばれるハイブリッドな性格を持っている。こうした制度の特徴によって、フランス政治は、アメリカのような大統領制とも、他の多くの国の議院内閣制とも異なった様相を見せる（レイ・吉田 2015, 112）。

西ヨーロッパでは、半大統領制を採用している国を除けば、議院内閣制を採用する国が多い。南北アメリカでは、大統領制の国が多い。旧共産主義国、アフリカ諸国では、半大統領制を採用している国々が多い。ところが、近年、「首相の大統領制化」が指摘されるようになってきている。ポグントケとウェブは、大統領制や議院内閣制を体制という言葉で表現し、両者の違いを体制のタイプの違いとして扱っている。ポグントケとウェブによれば、大統領制化とは、「ほとんどの場合に形式的構造である体制タイプを変えることなく、体制の実際の運用がより大統領制的なものになってゆく過程である」とされる。具体的な事例としては、ブレア英国首相やシュレーダードイツ首相などの名前が挙げられ、彼らのようなリーダーの登場が大統領制化の実例として考えられている（古田 2014, 123；岩崎 2014, 91-2；ポグントケ・ウェブ 2014, 2）。

ポグントケとウェブによれば、現実政治における大統領制化は、(a) 党内および政府におけるリーダーシップの権力資源と自律性の増大、(b)、リーダーシップを重視するようになった選挙過程という二つの点が発展したものである。

大統領制化は、政府、政党、選挙という三つの側面からみられるが、これらは民主的なガバナンスの中心的な領域にある。大統領制化の過程は、憲法改正な

どのように、憲法構造が直接的に変わるのではなく、それ以外の偶発的および構造的な要因によってもたらされると考えられている（岩崎 2014, 97；ポグントケ・ウェブ 2014, 7-8）。ここでも、のちに詳しく触れるが、半大統領制の形成と展開過程は、憲法構造にもかなり関係してきたのであった。と同時に、ド・ゴールという政治的人格資源が、第五共和制の半大統領制に大きく刻印されているとも言えるわけである。

大統領制化は、政党によるガバナンスから政党リーダーによるガバナンスに変わったとしても、広い意味での政党政治のガバナンスに終止符を打ったり、まったく違うものに変えたりするというものではない。ポグントケとウェブによれば、大統領制化の要因には、政治状況やリーダーの人格などの偶発的な要因に加え、次のような構造的な要因が含まれる。すなわち、構造的な要因としては、政治の国際化、国家の肥大化、マスコミの構造変化、伝統的な社会の亀裂による政治の衰退である（岩崎 2014, 101；ポグントケ・ウェブ 2014, 18-24）。

ここでは、政治学者川嶋周一が指摘する「フランスにおいては、大統領制化 *présidentialisation* という用語が四つの異なる用法で使われる」（川嶋 2014, 152-3）点について紹介しておきたい。

第一の大統領制化とは、第五共和制の制度を導入することで生まれた執行権優位の状況を指す。つまり、第五共和制の導入そのものがフランス政治の大統領制化を意味している。

第二の大統領制化とは、1962年に大統領直接選挙制が導入されたことで、フランス政治に起った大統領（選挙）を中心として、政党の論理が組み換えられて行く様子を指す。つまり、政党政治の大統領制化である。

第三の大統領制化とは、コアピタシオン（後述）期以降に見られる「首相の大統領制化」²⁾ と呼ばれるものである。1980年代以降、首相が持つ潜在的な権限リソースの大きさと、現実政治上の首相の存在感の上昇に対し、大統領制化という用語を用いる場合がある。

第四の大統領制化とは、第二の意味でのフランス政治の大統領制化が進むことで、2002年大統領選挙のシラクや2007年大統領選挙のサルコジのように、ま

すますトップリーダーの権力と自主性が増すという大統領制化である（川嶋 2014, 152-3）。

私見によれば、「政治の国際化、国家の肥大化、マスコミの構造変化、伝統的な社会の亀裂による政治の衰退」のいずれをとっても、ここは大統領の出番であるという思考に傾くのではなからうか？『『大統領の権力』の比較政治学的考察』が要請されるゆえんである。それは、昨今のポピュリズム現象の裏返し、ないしは同根の問題の異なる顕現なのではなからうか？

ポピュリズム現象の裏返し、ないしは同根の問題について言えば、大統領選出過程について、サルトーリの指摘が興味深い。すなわち、サルトーリによれば、テレビ政治が、即席の実に飛び入りの「部外者」の当選を容易にすることとは明白である、と言う。これは一見よいことのように思われる。しかし、これらの部外者大統領は、支持層を持たない大統領である。ペルーのフジモリ大統領やブラジルのコロール大統領らの大統領への就任は、政党の支持がない、あるいはなかったという点である。そして、サルトーリの指摘を続ければ、テレビ政治が、大統領選挙を危険なイベントに変貌させてしまうということである。アメリカの大統領は、次第にテレビ戦の勝者のものとなり、テレビ戦は、外見と10秒間の「所見メッセージ」によって著しく左右されるようになって来ている。テレビ戦は、透明性、真に「見える政治」をもたらすと期待されていたが、実際はそうではなかった。目に見えるという装いのもと、実際にわれわれに与えられたのは、わずかな外見の提示だけで、イシューを今までよりもさらに深い闇の中に置き去りするようになった。国民による大統領の直接選挙は、全決定者による破壊的な選出に対して、何の防衛手段も緩衝剤も用意していない。テレビ政治は、飛び入りの素人、ポピュリズム的な選挙運動に固執するロボットに大統領の座を約束するものとなっている（サルトーリ 2000, 149；Sartori 1997, 134）。

1. 半大統領制について

さきに述べたように、デュヴェルジェによれば、半大統領制とは、① 大統

領は国民により直接選出される，② 大統領は相当な権力を有する，③ 大統領と執行権を持つ首相・閣僚が並存し，後者は議会が不信任を表明しない限りにおいて，その職に留まることが出来る，となっている。このように定義すると，例えば，アメリカ合衆国は③によって明らかに半大統領制ではない。また，イタリアやドイツは，①によって，やはりこの定義にあてはまらないのである。デュヴェルジェの1980年の指摘では，半大統領制モデルに当てはまるものとして七つの例を挙げる。それらは，フィンランド，アイスランド，ワイマール期ドイツ，ポルトガル，オーストリア，フランス，アイルランドである（Duverger 1980, 166-7；土倉 2000, 4；藤嶋 2014, 172）。

興味深いのは，デュヴェルジェがその七つの例を次のように分類することである。すなわち，① 大統領が全能である国……フランス。② 大統領が象徴（表看板）である国……アイスランド，アイルランド，オーストリア。③ 大統領が首相と権力を分け合っている国……フィンランド，ワイマール期ドイツ，ポルトガル。さらに，興味深いのは，フランスの大統領権限が七つの例の中で一番大きいとしても，それは必ずしも憲法の条文からそう読み取れるわけではないことに注意しなければならない。フランスは，憲法的には，大統領の力は六番目であるが，実際の運用では一番強力なものになっている。フランス第五共和制の憲法は，ド・ゴールとその後継者によって確立された運用の慣行とは反対の内容に読み取れると言っても言い過ぎではない。しかし，日頃の制度の運用は，憲法の内容とは異なるような習慣と実際を作って来ている。すなわち，フランス国民は，大統領こそが，政府の頭であり，彼が政策を支配し，首相と閣僚を従属する地位に引き下げているという考えに慣れてしまっている（Duverger 1980, 179-80；土倉 2000, 4）。

ここでは，デュヴェルジェの説に従いながら，半大統領制における大統領権力の実行を，フランスを中心として，政治学の立場から考えてみたい。半大統領制の定義「③ 大統領と執行権を持つ首相・閣僚が並存し，後者は議会が不信任を表明しない限りにおいて，その職に留まることが出来る」で述べられたように，大統領は議会の多数派を背にする首相と向き合うわけであるから，大

統領と首相の関係は、大統領と議会多数派の関係によって決定されることになると言ってもよい。デュヴェルジェによれば、大統領と議会多数派の関係は次のように、三つに分けて考えられる。

- ① 議会に統制のとれた多数派が存在し、大統領がそれをリードしているならば、彼は行政府と立法府を同時に支配していることになる。彼がこの位置にいれば、彼は首相をスタッフのチーフに引き下げてしまうことになる。
- ② もし、大統領が多数派のリーダーではなく、ただ多数派に属し、それに従うだけならば、その多数派の政党は、リーダーを首相にして、実質的な権力は首相に属することになる。1970年代のオーストリアやアイルランドがそうである。
- ③ 大統領にとっての野党が議会選挙で勝利した場合、この時、大統領は議会の多数派の政党と対立することになる。大統領の権力は憲法の条文の権力に引き下げられ、そのことは、大統領を調停者的な役割にってしまうであろう。1966年から70年のオーストリアがそうである。

デュヴェルジェの1980年論文「新しい政治システム・モデル——半大統領政府」(Duverger, 1980)の時点では、フランスに、③の場合は具体化していなかった。しかしながら、このデュヴェルジェ論文以降、フランスにも③の例が出現する。すなわち、1986年3月のミッテラン大統領とシラク首相(「共和国連合 Rassemblement pour la République = RPR」)の組み合わせである。同年3月の国民議会選挙で、RPRと「フランス民主連合 Union Pour la Démocratie Française = UDF」の右翼政党が議会で多数派となり、ミッテラン大統領は議会多数派のリーダーであるシラクを首相に任命した。これによって「対立する政治勢力である大統領と首相が共存している」コアビタシオンの状態になった(Duverger 1980, 180-1; 土倉 2000, 5-7)。コアビタシオンとは何か? 次にそれを検討しよう。

2. コアビタシオンについて

コアビタシオンとは、簡単に言えば、国民の直接選挙によって選出された大

統領と国民議会での多数派を代表する首相が異なった政治勢力を背後に持っている場合をいう。具体的には、社会党のミッテラン大統領の下で行なわれた1986年3月の国民議会選挙で、RPR と UDF の連合が多数派となり、シラクが首相となって出現したいわゆる「保革共存政権」、「双頭体制」のことをいう。コアビタシオンで問題になるのは大統領権限と首相権限の相克である。ミッテラン大統領がシラクを首相に任命する際に外務大臣と国防大臣だけはシラクの意中の人選を拒否したのは有名な話であるが、その外交や国防に関する情報においてすら大統領府に首相官邸から十分に伝わって来なかったといわれる。大統領への情報の流れはコントロールされたり、カットさえされたりしたし、大統領府の職員の活動の大部分は、首相官邸が押さえた情報を取り戻すことにあったといわれる。国防問題においても軍事演習や防衛計画においてもシラクが主導権を握り始め、人質、テロリズム、イラン、中東、アフリカの問題においても首相官邸によって操作され、大統領への情報は拒否されたという（土倉2000, 33-4）。

事実、半大統領制は、大統領と首相がともに執政長官としての役割を担っており、官僚に対する指揮監督についても、両者が分業あるいは共同で行なうことになる。フランスの場合、大統領と首相は、それぞれ別個に、政策立案担当の高級官僚を任用しているが、キャビネと呼ばれるこのポストに任用される人の多くは、もともと各省庁における幹部候補の官僚たちである。つまり、同じ人材プールに所属していたとしても、官僚たちは、首相キャビネに入れば首相の指揮監督下に入り、大統領キャビネに入れば大統領の指揮監督下に入るのである（待鳥 2015, 145）。

以上のようなコアビタシオンにおける隠然とした対立は、この対立の当事者の双方が大統領選挙の敵対する候補者となった場合どうなるかに関連してくる。すなわち、1988年の大統領選挙に RPR からはシラク、UDF からはレイモン・バル Raymond Barre が立候補した。再選を狙ったミッテランは、コアビタシオンの大統領として、比較的権限のないことを有利なほうに転化した。ミッテランは政府の行動から距離を置いた。そして、第五共和制28年間に培わ

れた大統領優位の権威を用いて、政治を超えた高い価値によって国民に友愛と統一を訴えた（土倉 2000, 34-5）。

コアビタシオンとは、大統領の所属政党と首相の所属政党が左右で異なることを意味する。コアビタシオンの成立は、第五共和制の構造的問題を明らかにすることになった。大統領と首相のどちらに政権の主導権があるのかという、現行憲法上の規定では決着できない双頭制に関する問題である。二者の関係がスムーズに行くのは、大統領支持派が議会で多数を占めている時だけだが、初めてそうではない状況が、1986年に生まれた（川嶋 2014, 149；土倉 2016, 26）。以後、ミッテラン大統領の下で1993年、シラク大統領の下で、1997年、コアビタシオン状態となる。

ただし、フランスでは、大統領の任期が七年から五年へと短縮する条項が盛り込まれた2000年の憲法改正により、大統領と国民議会の任期サイクルが同調するようになった。また、憲法改正後の2002年から、国民議会選挙に先だって大統領選挙が実施される慣習が定着するようになったことから、フランス政治におけるコアビタシオンが生じる蓋然性は著しく低まった（吉田 2009, 253）。

2000年の憲法改正に注目して、アイルランドの政治学者ロバート・エルギーは、この憲法改正は大統領に何も新しい権力を与えなかったが、大統領と国民議会の任期サイクルが同調するようになったことにより、大統領はより力のあるアクターとなり、同様なことだが、議会多数派が大統領の任期期間中、ずっと大統領を支えることが可能となった。とはいえ、いわゆる大統領五年任期 *quinquennat* は政治生命の速度を速める。大統領は選挙公約を実行する時間は限られてくることになる（Elgie 2013, 21）。私見では、大統領の権力は強化されたと同時に枠にはめられたと思うものである。

ここでは、比較憲法論から見て、フランスのコアビタシオンをどのように見るかについて、日本の憲法学者の見解を、以下、補足的に紹介しておきたい。樋口陽一によれば、フランスのコアビタシオンの経験が注目されるのは、次の三点である。第一に、第五共和制憲法は、大統領直接選挙制を設けると同時に議院内閣制を採用しており、大統領は国民議会の解散権を持ち、他方、国民議

会多数派は、大統領がその望まない首相を任命した場合には、内閣を不信任することができる、したがって、大統領と国民議会多数派は、相互にその地位を脅かす法的手段を持っている。第二に、大統領直接選挙制と議院内閣制の結合から生じる行政府の二頭制をとる場合でも、大統領の役割が初めから名目的・儀礼的要素の強いものとされている場合と違って、第五共和制の大統領は、憲法制度の中心に位置を占めている。大統領は、憲法第五条によって、公権力諸機関を超える「仲裁者」、「憲法の擁護者」という抽象的規定を与えられているだけでなく、首相任命権（八条一項）、人民投票付託権（一一条）、国民議会解散権（一二条）、非常事態措置権（一六条）、国民議会と元老院に教書を送る権限（一八条）、条約（五四条）および法律（六一條）の違憲審査を憲法院に請求する権限、憲法院構成員の任命権（五六条）は、首相ないし閣僚の副署を必要としない（一九条）。憲法二四條一項の解釈にあたって、「政府が」——大統領が、でなく——「国政を決定し遂行する」ことを最大限に強調する場合でも、「閣議を主宰」するのは大統領なのである（九条）。「閣議によって審議されたオールドナンスおよびデクレに署名する」（一三条一項）大統領が拒否権を持つかどうか、少なくとも解釈上争う余地がある。第三に、現実、社会的な要素として、左翼、右翼の二ブロックへの分極化傾向が促進されて来た中で、これら両者の間でのコアピタシオンの能否が問われることになる。樋口によれば、フランスの政治学者オリヴィエ・デュアメルは「二つのブロックに分けられた国で一方が一つのブロックの政治的多数派によって選出され、他方がもう一つのブロックの議員多数派によって支持されている時、……問題がないなどということがどうしてありえようか？」（Duhamel 1986, 13）。このようにして、ある程度合意に達したように見える現行憲法の下で、1970年代以降、憲法院による違憲審査制の運用が著しく活性化し、「憲法の裁判規範化」ないし「憲法学の法律学化傾向」ということが指摘されるようになって来ているが、コアピタシオンも、もう一つの「憲法学の法律学化」を促す可能性を持つと樋口は言う（樋口 1989, 80-3）。

さて、唐突ではあるが、ド・ゴールならコアピタシオンをどう考えるだろう

か、という問題を設定してみたい。ド・ゴールはコアビタシオンという事態を想定していなかった。ただし、大統領と首相の対立については意識していた。政治学者吉田徹の研究によれば、ド・ゴールは、大統領職と首相職との「和解 *réconciliation*」について、1964年、記者会見で次のように述べたという。「主権者が大統領を選出し、信頼を預ける。これが要点であり、最大の変化である。ここから、議員団とは兼任されない政府が元首によって任命されることになる。これは、議会の集団の組み合わせによって政府が構成されていた時代と大きく異なる。そして、議会は、憲法の規定によって、非常に深刻な状況を除いて、政府を覆すことは出来ない。極端な場合には、国家の継続性を担保し、そのための手段を持つ元首によって、国民投票、議会解散、あるいはその双方によって、国民の判断を仰ぐことが出来る。だから民主的な経路は常に存在し続ける。反対に、もし、アメリカ型大統領制を採用した場合、これは存在しないということになるだろう」（吉田 2009, 257）。

吉田によれば、ド・ゴールは、議会多数派は自らと一体のもの以外として存在し得ないという想定をしている。ド・ゴールのもとで大臣を歴任したアラン・ペルフィットが証言するように、ド・ゴールによるこの大統領優位の憲法解釈は、民主的正統性を担保できる限り、揺らぐことがなかった。彼は、仮に国民議会で大統領と異なる多数派が誕生した場合も辞任の用意はなく、再度の解散によっても再度同じ多数派が導かれる場合のみ、辞任すべきと考えていた（吉田 2009, 257）。ド・ゴールにとって、本来のコアビタシオンを問題にするとすれば、それは大統領と、対立する議会多数派の間のコアビタシオンであり、大統領と政府 *gouvernement* の間の問題ではなかった（Peyrefitte 1999, 28）。

それでは、フランス第五共和制政治史上、三度のコアビタシオンのうち二度にわたって当事者であったミッテランはコアビタシオンをどのように考えていたか？ 樋口陽一の研究には、ミッテランの次のような言葉が記録されている。ほぼ八カ月の一度目のコアビタシオン（1986年）経験の後、ミッテラン大統領はこう語った。「フランス人の多数によってエリゼ宮に選出された大統領と、すべての点でそれと反対な議会多数派に由来するマティニヨン宮の政府。それ

は今までなかったことだったのだが、憲法を、ド・ゴール將軍によって創められた運用に従ってではなく、その文言どおりに適用することを必要とする」 「執行権は、第三・第四共和制のもとであまりに弱すぎた。第五共和制の運用は、国家元首の過大な事実上の権力をもたらした。……現在の状況は、……大統領多数派と議会多数派が再度一致するようになった場合ですら続くはずの、一つのアプローチを描き出している。そうなるかどうかは、大統領次第でもあるし、議会次第でもあり、この両者は、われわれ民主主義生活の互いに不可避のパートナーなのである」（樋口 1989, 96）。「私の大統領任期の最初の五年間、私は、心情においてではないにしても事実上、私の三人の先任者、ジスカール・デスタン、ポンピドゥー両氏、およびド・ゴール將軍と、ほとんど同様にふるまって来た。……私は大統領が事実上——法上でなく——過大な権能を持って来たと考え続けている。……私は五年間、そのような運用を少しずつ変えて来たのであり、だから、多数派の交代によって、人々が思うほど私は衝撃を受けていないのだ」（樋口 1989, 98-9）。

3. ド・ゴール大統領期（1958～1969）

フランスの「大統領の権力」の実態と本質を、第五共和制の代表的な大統領であるド・ゴールとミッテランをとりあげ、その移行と変遷の問題を描写してみようとするのが以下の叙述の目的である。

そのために、まず、「ド・ゴール憲法」とも呼ばれる「第五共和制憲法」の制定の問題から話を始めることにする。イギリス人のフランス政治研究者のピーター・モリスによれば、1958年に創設された第五共和制の起源は、前体制の第四共和制が、危機に際して、実効ある政府と議会制度を一致させることができなかったことにある。アルジェリア戦争の圧力に直面し、相争う性格を持った多党制に悩まされて、第四共和制の権威は崩壊した。第四共和制に対して、フランスの本国では大衆の反乱は起らなかった。しかし、そうかといって、有権者が第四共和制に忠誠を感じている様子もまったくなかった。そして、67歳の老ド・ゴールが、フランスの民主的政府を保ちながら、アルジェリアの危

機を何とか「解決する」ことのできる英雄的リーダーとして、権力に振り返り咲いたのであった（モリス 1998, 22；Morris 1994, 20）。

憲法制定過程を見ると、ド・ゴールの狙いの重要な要素がはっきりとする。1945/6年とは違って、政党の力関係が反映していた選出された憲法制定議会には何の役割も与えられなかった。新憲法草案は、承認を求めて国民議会に提出されたのではなかった。代わりに、それは国民投票で、政党の頭越しに、直接有権者に訴えて承認された。議会や政党から決定権を守ろうというこの配慮は、第五共和制の将来の憲法的実践の先駆となったのである（モリス 1998, 23；Morris 1994, 21）。

1959年、ド・ゴールは自己の権力基盤として首相職よりも大統領職を選んだ。そうすることによって、ド・ゴールは真の政治権力の所在に関する自身の見解を示したのであった。ド・ゴールの回想録（ドゴール, 1971）を要約して、イギリス人のフランス政治研究者ジャック・ヘイワードは次のように記している。「以後、国家元首が真の物事の長であり、フランスと共和国に責任を負う……。すべての重要な決定、すべての権力は彼に由来する」（Hayward 1993, 23）。新しい共和国においても、政治は引き続きアルジェリア独立戦争に支配されていた。ド・ゴールの大統領としての権威は、ド・ゴールのみがこの極めて危険な状況を処理することが出来ると思われていたという事実によって支えられていた。新しく召集された国民議会は、あえてド・ゴールに挑戦しようとはしなかった。初代首相ミッシェル・ドブレは、ド・ゴールに忠実であるという点において信頼のおける人物であった。1960年から62年までの間行なわれた一連の国民投票で、フランス国民はド・ゴールのアルジェリア民族自決権承認政策に力強い支持を与えた。ド・ゴールのアルジェリア政策は、1962年の夏、アルジェリアが完全独立を達したことで頂点に達した（モリス 1998, 28；Morris 1994, 26-7）。

そして、1962年10月の国民投票で、有権者の62%が大統領直接選挙制を承認した。その数週間後の国民議会選挙において、投票者はド・ゴールに安定多数を与えたのであった。これは共和制憲法の転換点であった。モーリス・デュヴェルジェは有名となった次の言い方で国民投票の重要性を要約した。すなわ

ち、「1962年の憲法改正は大統領に何も新たな権限を与えなかった。しかし、それは大統領に権力を与えた」と。これ以後、大統領の選挙に基づく正統性は国民議会のそれと等しいものとなることとなった。ド・ゴールは、演説や記者会見で、すべての執行権が大統領から発すること、大統領が国民の導き手であることを絶えず強調した。1964年の政令では、大統領がフランス独自の核抑止力を使用する決定に対して責任を負う唯一の人物であることが定められた。ド・ゴールによれば、大統領が望む限り、大統領が決定し得ない公共政策領域はないのである（モリス 1998, 30；Morris 1994, 28-9）。

以上の経緯と問題を日本の憲法学者はどのように把握していたか、以下、補足しておきたい。高橋和之によれば、第五共和制憲法は1958年に制定された。これは基本的には議院制を基底に置く体制であった。ところが、1962年の改正により、大統領の「公選制」が導入される。これにより、「五八年憲法」が大統領制的構造を基軸とする体制へと大きく転換されたのである（高橋 1994, 74-5）。

すなわち、私見によれば、フランスの大統領権力は、ド・ゴールからミッテランに移って行く時期に沿ってかなりの変質を遂げて行く。その場合、1962年から大統領制的構造を基軸とする体制に変わって行くことが始源であることをまず押さえなければならない。それはどのような経緯をたどるのであろうか？

1958年5月13日、アルジェで起った暴動を前に、第四共和制は、もはや自らこの問題を解決する能力のないことを自覚し、権力を明け渡す覚悟を固める。大統領ルネ・コティ René Coty は、ド・ゴールを首相に任命する意向を議会に伝えた。国民議会は、6月1日、軍の圧力を感じながら、唯一可能な選択としてド・ゴールを受け入れる。十二年ぶりに権力に復帰したド・ゴールは、当面の危機を克服し、平和と秩序を回復することだけが自己の任務だとは決して考えてはいない。この十二年間批判し続けて来た「政党支配体制 régimes des partis」を清算し、真に強力な国家構造をフランスに与えることこそ、第一の課題でなくてはならない。そのために、ド・ゴールがまず着手するのが、憲法改正であった（高橋 1994, 82）。

高橋によれば、第五共和制憲法の基本構造は紛れもなくド・ゴール思想によって形成されている。それでは、ド・ゴールの憲法思想とは一体いかなるものであるか。それは、すでに、1946年の有名な「バイユー Bayeux 演説」の中で、第四共和制憲法の思想に対決する形で表明されていた。ここで、第四共和制憲法の制定過程について触れれば、第四共和制憲法の四月草案が、1946年5月5日の国民投票で否決されると、第二次制憲議会が6月2日に選出され、11日に召集されて、新たな草案の作成に着手する。この時、臨時政府の首相を辞して以後沈黙を守っていたド・ゴールが、新たな憲法のあるべき姿を指し示すべく突如沈黙を破るのである。それが、6月16日に戦勝の記念の地ノルマンディーのバイユーで行なわれた演説であった。そこでド・ゴールが打ち出した憲法構想は、四月草案に若干の手直しを加えたにすぎない十月憲法とも対立するものであった。ド・ゴールは、10月の国民投票に向けてのキャンペーンの中で、9月30日、エピナル Épinal において、「議会により採択された憲法草案は、われわれにとって満足できるものとは思われない」と表明することになる（高橋 1994, 86-92）。

第五共和制の体制と過去の歴史上のある体制との類似性を指摘をして、第五共和制憲法の中に、ある者は「オルレアニズム」との類似性を見る（デュヴェルジェ）が、ある者は「自由帝制」との類似性を指摘する（レイモン・アロン）（高橋 1994, 95-7; Duverger 1968, 493-5）。

ここで、デュヴェルジェのいうオルレアニズムについて、高橋和之の言説を紹介しておきたい。高橋によれば、デュヴェルジェのいうオルレアニズムの特徴は、第一に、元首の地位に現れる。「典型的なオルレアニズムは二つの基本的な特色により性格づけられる。一方で、元首は自ら統治せず、至高の仲裁者の役割を演じ、『調整的権力』を行使する。他方で、内閣は、議会の信任と同時に、元首の信任も有さねばならない」。五八年憲法第五条が大統領に与えた役割は、デュヴェルジェによれば、まさにオルレアン型元首の役割である。だが、他方の元首の「信任」については、五八年憲法は公式には否定している。大統領は首相を自由に罷免しえないからである（八条）。しかし、デュヴェル

ジェによれば、大統領は自由な解散権を持っており、解散の脅威を、「大統領の信任を失った内閣を追放するよう議員に強制するために用いることを禁じるものは、何もない」のであるから、結局は、首相は大統領の意思に反して職にとどまることは出来ないであろう。かくして、「結局、第五共和制は、オルレアニスムのすべての特色を備えている」のである（高橋 1994, 96-7; Duverger 1959, pp. 109）。ド・ゴールによる五八年憲法の運用の実態は、議院制とは全く異なる。デュヴェルジェは第五共和制を「ド・ゴール派の共和制」と呼び、とくに五八年体制（1958年～1962年）を「権威主義的ド・ゴール主義」の局面として捉えている。それは「自由独裁制」とでも呼びうる体制である。アルジェリア問題の解決にド・ゴールが必要であるために、議会の多数派も自己の支持しえない政府と政策を受け入れざるを得ない（高橋 1994, 105-6; Duverger 1968, 646）。

ド・ゴールによる五八年憲法の運用が憲法の当初の精神に反するものであったことは、誰の目にも明らかであった。しかし、その運用は、憲法規定に真正面から反して行なわれたわけではない。仲裁者たるべき大統領が政府（内閣）にとって代わって政治のイニシアティブを掌握しえたのは、政府がこれに同意し、そのために必要な憲法上の「形式」を進んで与えたからである。ゆえに、政府にも一半の責任があった。したがって、議会は、かかる運用を阻止しようと思えば、議院制の論理に従って、政府を不信任することができた。にもかかわらず議会在がそうすることをためらったのは、「アルジェリア問題」が存在したからである。大統領は、自ら統治するためには、政府の同意を必要とする。もし議会在がそのような政府を不信任するならば、最終的には、大統領と議会在は決定的な対立を迎えることになる。その時ド・ゴールは、自らクーデターに訴えない限り、辞任するであろう。そうすれば、アルジェリア問題の泥沼化の中で軍部のクーデターを待つ以外にない。軍部を押さえてアルジェリア問題を解決しうるのは、もはやド・ゴールしかいないのである。ゆえに、議会在は、ド・ゴールとドブレ内閣の政策に不満を募らせながらも、不信任することなくじっと耐え、最後には、そのアルジェリア問題についてさえ、「フランスの

ルジェリア」の要求をあきらめてアルジェリアの自決＝独立を受け入れさせしめたのである。アルジェリア問題の存在は、まさに、ド・ゴールにとっての絶対的な切り札であった（高橋 1994, 118-9）。

ド・ゴールが憲法の精神に反してまで政府の権限を侵蝕し、自己の下に権力を集中しえたのは、ド・ゴールの個人的権威に負っており、決して大統領職に付与された制度的権威によるのではない。制度上は、大統領は第四共和制下のように議会に選出されるのに過ぎないのとは異なり、広範な選挙人により選出されることにはなっていたが、国民議会の議員のように直接国民により選ばれるわけではない。「民主的正統性」の論理からは、大統領は議会と平等な立場にはないのである。ド・ゴールは「民主的正統性」の不足を歴史的な正統性で補うことができた。しかし、ド・ゴールの後継者にはそれは出来ない（高橋 1994, 125）。

したがって、制度の論理からいっても、現実の政治判断からしても、大統領の選挙制度の改正、公選化は避けることが出来ないものとなる。とはいえ、現状における大統領の公選化は、ド・ゴールにとって、大統領を党派的代表にしてしまう危険を持っていた。これを避けるには、現状の変革、すなわち、党派的対抗に明け暮れる旧政治家層の勢力の解体である。大統領は「諸政党へと組織された人民」により選出されてはならない。より深層に実在する「未組織的人民」により選出されなくてはならない。この「未組織的人民」を導出するためには、人民を組織的に枠づけている既存政党を解体し、再編成しなくてはならない（高橋 1994, 126）。

このようにして、1962年10月の国民投票で、有権者の62%が大統領直接選挙制を承認した。フランスの伝統の中でタブーとなって来た大統領の公選がついには実現したのである。このタブーの打破はド・ゴールによってしか可能でなかったであろう。とはいえ、結果的には、大統領の公選化は、第五共和制憲法の中に、大統領制的構造と議院制構造を同時に組み込む結果となった。それは、デュヴェルジェの言うように、「半大統領的、半議院制的な混合体制」であり、「ワイマールの体制」であった（高橋 1994, 127-8）。ところが、高橋によれば、

大統領制と議院制は、異なる論理を基礎とする制度であり、その機能条件を異にしている。両者を共に機能させることは出来ないのである。両者を止揚する新たな論理が導入されない限り、いずれかの体制へと「合理化」せざるを得ない、と言う（高橋 1994, 127-8；Duverger 1968, 498）。

高橋は、フランスの憲法・政治学者ジョルジュ・ヴェデル Georges Vedel にしたがって、六二年改正は、ド・ゴールの意図に反して、以下のような帰結を生み出したと言う。第一に、ド・ゴールは、ド・ゴール政党の党首として公衆に受け入れられるにいたった。しかし、ド・ゴールにとっては、大統領はあらゆる政党から超然としているべきものであった。しかし、国民投票と国民議会選挙は、ド・ゴールの陣頭指揮のもとに戦われた。もはや五八年時点におけるようなド・ゴールへの党派を超えた圧倒的な支持は存在しない。第二に、六二年国民議会選挙はド・ゴール派の政党（「新共和国連合 Union pour la Nouvelle République = UNR」と「労働民主連合 Union Démocratique du Travail = UDT」）に圧倒的な勝利をもたらした。これに対し、反ド・ゴール派の中では、社会党と共産党が議席を伸ばしたのに対し、左右の中間派および極右が大きく後退した。したがって、ド・ゴール派對反ド・ゴール派の対立が、右翼対左翼の対立として現れることになった。この対立は、基本的には、その後のフランスの政治構造の持続的な特徴となる。第三に、「多数派大統領制」の出現である。その特質は「大統領が国民議会の中に忠実で絶対的な多数派をほぼ制度的に確保している」ところにある。憲法上は、大統領は議会に対して責任を負うものではなく、議会の多数派からは独立な立場に置かれている。しかし、事実上は、大統領は首相に代わって議会の多数派と一体化し、国民に対して責任を負う構造となる。その意味でイギリス的な構造が表面化した。すなわち、もし次の選挙で議会の多数派が負ければ、首相というよりはむしろ大統領が責任を負わざるを得ないということになる（高橋 1994, 131-3）。

「ド・ゴールの憲法イメージにおける大統領優位の構造は明確である。たとえ同じく国民の直接選挙で選ばれるにせよ、全国民の権力を委任される真の国民代表は大統領のみなのである。ド・ゴールにとって、六二年体制はかかる論

理の下に均衡を達成すべきものであった」。しかし、と高橋は続ける。公選制の内包する論理は、ド・ゴールの構想を突き崩す。最初の試練は1965年に行なわれる初めての大統領選挙であった。この選挙で、ド・ゴールは、最初、彼の理念に従った選挙戦を展開しようとする。大統領があらゆる党派の上に立つべきものとすれば、政党の側で大統領を支持することは自由であり好ましいことであるにしても、大統領の側から特定の政党を支持することは好ましくなく、すべての党派から一定の距離を保つことが必要である。ド・ゴールは選挙へ向けての諸政党の動きを一切無視し、国民的利益に関する職務への専念のポーズの下に、ぎりぎりまで立候補するかどうかについて沈黙を守る。さらに、立候補をして後も、選挙戦はほとんど行なおうとせず、ド・ゴールが去れば権力に空白が生じるであろうことを示唆して、「ド・ゴールか、しからずば混乱か」の選択を国民に問うたのみで、未来に向けての具体的な政策綱領を示そうとはしなかった。ド・ゴールにとって、国民の判断すべきことは、彼がこれから何をするかではなくて、彼がこれから何をしてきたかであり、その彼を信任するかどうかである。それは、政策ではなくて人を選ぶことを求めるものであり、まさにプレビシット^{3a)}に他ならない（高橋 1994, 136）。

高橋は、デュヴェルジェにしたがって、「六二年憲法」の運用の実態は「民主的ゴリズム」であったと言う。デュヴェルジェは五八年憲法の実態を「権威主義的ゴリズム」と捉えていた。そこでは、ド・ゴールはアルジェリア問題の圧力の下に権力を握ったのであり、国民の自由な意思により選出されたのではなかった。それに対し、六二年体制においては、ド・ゴールは国民の自由な意思による承認を受けている。国民は、1965年の大統領選挙において、ド・ゴールを選出したし、1967年選挙においても、ド・ゴール派に多数を与えたのである。議会の多数派の支持を獲得しているという点からは、「議院制的ゴリズム」と言ってもよい。しかし、この体制は完全に民主的とは言えない。なぜなら、ド・ゴールは議会にド・ゴールの政策を支持すること以上の積極的な役割を認めようとしなかったし、大統領が政党の上にあるという観念と実践はボナパルティズムの性格を持つものであったからである（高橋 1994, 138；

Duverger 1968, 497-9)。

こうして、高橋は1983年に刊行された論考を次のように締めくくる。六二年体制は、制度的には、大統領制的構造と議院制的構造を同時に憲法の中に組み込んだ。このため、大統領制的構造における大統領と議会の二元性は、議院制的構造を通じて執行権内部における大統領と首相の二頭体制として現れる。両者の関係を、どのような原理に従ってどのように調和させて行くかが、この憲法の運用・改革の最大の争点となって行くことになる。ド・ゴールはこの憲法を君主制のかつボナパルティズム的な理解の下に運用しようとした。それがあつ程度成功したのは、ド・ゴールの個人的資質、彼に認められた「歴史的正当性」に負うところが大きい。しかし、そのド・ゴールでさえ、最後には、そのような方向での憲法運用を国民に受け入れさせることは出来なかつた。ましてや、ド・ゴール後の大統領にとって、ド・ゴール的運用の継承は不可能である。六二年憲法は民主制の論理に従って運用されなくてはならない。ところが、六二年憲法は、民主制的な制度モデルとの関係では、大統領制と議院制の混合的な体制であり、いかなる民主制的な制度なのか明確でなく、いかなる民主制的な制度の理念に従って運用すべきかはっきりしない。理念をめぐる見解の対立と制度自体が内包する論理の対立は、六二年体制を不安定化させる要因として潜在し続ける（高橋 1994, 147-8）。

さて、ここで、時計の針を巻き戻して、ド・ゴールを第四共和制からの視点で浮かびあがらせてみたい。その場合、本稿の視点は次のようなものである。長期的に言つて、第二次世界大戦後のフランスを単純化すれば、第四共和制と第五共和制というように二つに分けて考えることができる。そして、第四共和制は議会体制の時代、第五共和制を大統領制が支配する時代という区分できる。さて、その第五共和制には、これまで七人の大統領が就任している。それぞれの大統領の統治の仕方は自ら異なつてくる。それは大統領個人の問題というより、時代の要請といったほうが相応しい。ここで強調したいのは、次のような問題である。すなわち、第五共和制を創設したド・ゴール将軍は、預言者、フランスの救世主として神話化される一方、第四共和制は、議会・政府の党利党

略から自律的に政策課題を遂行した官僚たちの業績が讃えられても、議会体制と議会政治家に対する断罪は厳しいものがあった。これでよいのだろうか（中山 2002, 6；土倉 2016, 3）。

第四共和制と第五共和制の相違をよく考え直してみたい。すなわち、本稿では、ド・ゴールについて考察するのであれば、預言者、フランスの救世主といったところから一定の距離を置き、大統領の権力の比較政治学的考察の線を大切にしたいと考える。

そこで、さしあたり、単純化した二つの命題をあらかじめ指摘しておきたい。第一に、第四共和制にも大統領は存在したこと、第二に、ド・ゴールは第五共和制の政治家として称揚されるが、実は、第三共和制、レジスタンスの時代から始まり、第四共和制においても重要な政治家であった。ただし、第四共和制期においては、反体制の異端の政治家であった。このことが、創設者ド・ゴールの共和制といわれる第五共和制に大きく繋がっていると考えたい。具体的な経緯は次のように展開される。

政治体制を決めるために国民投票を使用することは、煮え切らない政党に対してド・ゴール将軍によって行なわれた手法である。1945年10月21日の最初の国民投票は、急進党の立場に立つ、第三共和制の憲法に戻るという面と、一院制を提案するものだった。圧倒的多数の国民は、第三共和制は、新しい制度にとって敗北の責任の大部分を負うものであるとした。急進党の構想は否認された。憲法制定議会は同日選出され、臨時政府首相にド・ゴール将軍を選んだ。1946年にはさまざまな憲法案が議論されるが、1946年1月20日には、ド・ゴール将軍が首相を辞任した。政権政党は1946年6月16日の執行権力の強化を訴えるド・ゴールのバイユー演説を支持しなかった。結局、新憲法は10月13日の国民投票で決まった。それは、俗人的 *laïque* で民主的な共和制として、次のような基本的な権利を前提とするものであった。すなわち、両性の平等、労働権とストライキ権、健康、教育、文化における権利が保障されるというものだった。第三共和制と同じように、議会制度は二院制であり、大統領は七年毎に両院で選ばれ、大統領が国民議会の過半数の信認によって首相を任命する、と

なっていた (Zancarini-Fournel & Delacroix 2014, 24-5)。

1947年、三党政治の終了後、社会党と MRP と急進党の指導者たちは、連立と選挙協約について合意して、多数派の変動を伴いながら1956年までフランスを統治する。彼らの基本的な前提は共産党を権力から排除することだった。政府の不安定さは逆に言えば選挙民の相対的な安定であった。ただし、1947年の RPF の不意の出現と1956年のブジャード運動の盛り上がりは例外である (Zancarini-Fournel & Delacroix 2014, 31)。

1951年の総選挙は RPF の議員を100人以上当選させた。曖昧さと当たり障りない風貌を活かして、古典的右翼のアントワース・ピネーは、この RPF から27人の支持者を引き抜いて首相となった。結局、ド・ゴール派は、議会を通して政権に戻ることを諦めたことになる。二年後、ピネーとは反対の立場に立つマンデス・フランスが好機をものにして、ジャック・シャバン・デルマスが率いるド・ゴール派のかなりの人数の支持を得て首相となった。マンデスか？、ピネーか？ この選択肢は古典的であり、同時代人を鼓吹した。と同時に、1954年の第四共和制が遭遇する矛盾でもあった。ピネー政権という長引いた懐古的な伝統的価値の内閣の二年以上後に、近代主義の首相が誕生する。すなわち、「ピネー経験」の後、「マンデス・フランス経験」が来る。ウール県ルーヴィエ出身のマンデス・フランスはフランス政治にとって「新人」(homo novus) だった。しかし、彼は、戦前、ピネーと同じく「急進派若きトルコ」の運動に参加した体験を持っていた。1932年、フランスで一番若い国会議員になってから、1938年には、束の間のブルム内閣の大蔵閣外相の資格で政権に参加していた (Duclert et Prochasson 2007, 72-3)。

マンデス・フランスは、ある日、自分より前に政権についていた一部の指導者ごとき人間を抱えていたフランスは運が悪かった、と代議士に打ち明けたものだった。彼は「われわれは1788年にいるのだ」とも言った。彼は、また、これまでの首相のように、議会という猫に追い回される鼠になるようなゲームの規則とは絶対に相容れないのだということを、国民議会にわからせようとした (ホフマン 1977, 155-9 ; Siegfried 1956, 172)。

マンデス・フランスは、いくつかの重要な領域において、「清算人」として振る舞い、不可能な状況から最良の条件で脱出しようと試みた（インドシナ、ドイツ再軍備）。北アフリカと英国の関係において、彼が着手したものは、彼の在任期間で実る時間がなかった。着想は立派だったが、その実施は内政にかかわることであって外交問題ではなかった（ホフマン 1977, 172；Siegfried 1956, 171）。

マンデス・フランスは、経済改革こそフランスが直面しているすべての困難を解く鍵だという明確な考えを持って政権についた。彼の演説は、政治指導者であると同時に教授の演説だった。インドシナ問題を処理するために選ばれた彼は、それに成功し、国民議会は型通りに賞賛の言葉を送った。だが、彼が、制度の限界内で、危機時における「能率的な指導者」以上の者であろうと決意したことが、彼の破滅の原因となった。彼は、経済改革という彼にとっての最重要事項にただちに取り組み代わりに、ひとつの問題から別な問題へと飛び移らねばならず、前後の脈絡もなく息を切らしているという印象を与えたのである。これは彼の敵たちにマンデス・フランスはいったいどこに行くつもりなのか言わせる口実を与えたという点で拙かった。だが、さらに拙かったのは、ヨーロッパ防衛共同体（EDC）と北アフリカの問題の処理が経済政策の実現に必要な票を失わせたことだった（ホフマン 1977, 177）。

1955年2月、マンデス・フランス内閣の後を継いだエドガール・フォール内閣はアルジェリアの状況悪化、モロッコとチュニジアの暴動や混乱に直面した。フォール内閣は、12月2日、議会を解散した。1956年1月2日、総選挙が行なわれ、その結果、ギー・モレ内閣が成立した。1956年2月6日、この日はギー・モレのアルジェリア政策を理解するのに重要な日となった。すなわち、その日、あまり準備もしない首相のアルジェ訪問は大破局をもたらした。「トマトが投げつけられた日」は、「過激な反独立派」ジャック・スーステルの後任となるはずのリベラルで評判のよかったカトルー将軍のたちまちの辞職という結果となった。カトルー辞任は暴徒の勝利であった。フランスの現代史家ルネ・レモンは、1956年2月6日を「27ヵ月も暴徒の圧力に抵抗できない体制を

もたらした過程の出発点」であると断定した（Zancarini-Fournel & Delacroix 2014, 232）。

この間、隠棲していたド・ゴールは何をを考えていたのか。フランス人ジャーナリストであるジャン・ラクチュール（Lacouture, 1965）によれば、ド・ゴールが、「ただ大きな危機だけが私を政権に復帰せしめるだろう」と言ったのが1946年のことだった。1952年になると、ド・ゴールはさらに明確に「フランス人はアルジェリアを失う恐れを感じる時、私のことを考えるだろう」と言った。しかし、彼が果たしてどの道を選ぶべきか、必ずしも見通しを持っていたとは見えない。1958年5月13日の反乱が起った時、彼は現地に「情勢」を見に行くだけで満足した。そして、6月4日の総督府前広場での演説となる。彼はアルジェの群衆に向かって「諸君たちの気持ちは分かった」ことを告げた。その夜、彼は彼のもっとも近い協力者に向かって次のように言った。「今や、すべては山地の先鋭分子の出方にかかっている。彼らは山から降りて来るだろうか?」。これらの言葉にスーステルが驚きを示すと、ド・ゴールはずばりこう言った。「いいかね、スーステル、リオテーを読み返してみ給え。回教徒アラブ人が本当にフランス人になりたいと望んでいるなどと君は信じられるかね?」。ところが、こうした言葉にもかかわらず、彼は二日後には、いつも変わらぬ効果を持つ「フランスのアルジェリア万歳!」を叫んでいた（ラクチュール 1972, 225-8）。

ここで、再び時計の針を進めて、ド・ゴール時代の終焉の契機となる「五月革命」とド・ゴールについて述べておきたい^{3b)}。

アラン・ペルフィットは次のように回想する。すなわち、第五共和制の矛盾は、1968年と1969年の二つの危機時に、目も眩むばかりの明晰さを持って現れて来た。1968年5月。この時には、この気の狂った月を内側で生きた人々を始めとして、すべての者が国家の中に生じた空白に襲われた。人々は、すべてを国家に期待していた。だが、国家に発する何物も受け入れられなかった。失望は期待の大きさに応じたものだった。それはまったくフランス風の心理劇だった。ごく些細な事件——パリ郊外にある一学部内の社会学科の反抗が、それを解決する能力を具えた中間段階というものがまったくないままに、上へ上へと

昇って行ったのである。その空白の中に、それまで満たされなかった無数の要求がやたらに流れ込んで来た。空白は行きつくところまで、つまり国家とその元首の象徴的な消滅、さらには現実の消滅にまで行きつくはずだった。その時、数時間で逆転が生じた。消失を装っていた国家は、その存在が必要であることを際立たせた。味わった恐怖の痕跡までを消し去ろうとしたのである。だが、ド・ゴールだけは別だった。彼は事態の重大さを見てとり、自分の分析に確信を持ち、このいわば国家の脳水腫を軽減しようと試みた。彼はそれを、1969年の国民投票によって、彼流に断固かつ劇的なやり方で行なった。ド・ゴールは、州の設置、地方分権、社会・職業面での協調、参加などによって、社会の構造を作り変えようとしたのだが、ここで初めて、国民から否認されたのだった。というのは、彼は病の諸徴候に手当を施す代わりに、病の根源を衝こうとしたからである。フランス人は、結果の方はなくして欲しかったが、原因を消してもらいたいとは思わなかったのだ（ペイルフィット 1978, 107-8）。

4. ミッテラン大統領期（1981～1995）

フランソワ・ミッテランが1981年に大統領になったということは、ピーター・モリスによれば、次のような意味があった。すなわち、1981年のフランス大統領選挙は、それまでの野党が、大統領制という新しい制度的秩序を受け入れたという意味で、これは大統領制の強化という点で重要な段階を示すことになる。ミッテラン大統領が実際に示したことは、右翼と同様、左翼も第五共和制の制度的文化に順応したということだった。左翼もまた大統領を権力基盤としたのである。ミッテランは次のように言明した。「第五共和制の諸制度は自分を念頭において作られたものではなかった。……しかし、私はこの制度を大変気に入っている」。1981年の大統領選挙後、ミッテランは大統領権力をフルに活用する決意を示し、右翼が支配的だった1978年選出の国民議会を解散し、新たな選挙を行なうことでそれを示した。つまり、ミッテラン大統領のスタイルに見られるように、エリゼ宮（大統領官邸）を手にすることが今やフランスの政治システムにおける主要な目的であり、政党システムはエリゼ宮を中心と

して組織化されているのである。急速に衰退した共産党を除いて、どの主要政党の指導者も大統領直接選挙制の廃止を主張しないし、大統領選挙は、フランスの選挙制度の中で、80%を超える非常に高い得票率を誇っているのである（モリス 1998, 32-3；Morris 1994, 30-1）。

ここでは、井上すずの言説に依拠しつつ、フランスにおけるクラブの問題をミッテランのリーダーシップに関連する範囲で整理しておこう。井上によれば「フランスでは、個人の自由な活動——思想の開花と交換——が可能となる小組織が、とりわけ危機の時代に自然発生的に生まれる傾向があり、こうした組織の結集から生まれた政党は、その内部における遠心的な傾向に抗し難く、強固な組織を持つ大政党として持続することは容易でないということを示唆しているといえよう」（井上 1989, 70）。たしかにフランスでは政党規律が弱い側面がある。井上の引用を続ける。「第四共和制末期から第五共和制初めにかけて、当時の評論家の言によれば、脱政治状況の空白を埋めるべく、あるいは新しい政治のアプローチを求めて、総数120以上ともいわれるクラブがフランス各地で生まれ、この目覚ましい『クラブの増殖』は一時期のフランスのジャーナリズムを賑わせた」（井上 1989, 78）。

クラブは「思想協会」的なものと「政治闘争」的なものとの二つのカテゴリーに大別される。「思想協会」的なものとして雑誌『シトワイヤン1960』を中心とするカトリック左派の民衆教育の運動である「シトワイヤン・ソワサント」がある。雑誌の編集長はジャック・ドロール Jacques Delors であった。彼は戦後フランス銀行に勤めながら、キリスト教民主主義系の労働組合の活動家として、エマニュエル・ムーニエ Emmanuel Mounier の人格的社会主義を奉じ、マンデス・フランスの支持者でもあった。多くの仲間とともに、彼は、1974年社会党に入党する。

「政治闘争」的クラブというより政党に近い「共和制度会議（CIR）」は、1964年発足するが、それは、「政治闘争」的クラブである「ジャコバン・クラブ」の指導者シャルル・エルニュ Charles Hernu とミッテランが手を結んだものである。「もしミッテランが第五共和制の初めにエルニュに出会うことが

なかったならば、すなわちジャコバン・クラブとの結合がなかったならば、ミッテランはやはり政治技術に長けた伝統的議会政治家で終わっていたろう。(中略)。エルニュにおける下層なものへの関心、政党支部以外の多様な生活の場での市民との交流を通じて政治意識を養うというアイデア、こうしたクラブと政党のアマルガムとしての『民主社会主義左翼連合 La Fédération de la gauche démocrate et socialiste=FGDS』の理論付け、これらはみなミッテランの率いる CIR, FGDS に目新しさを印象づけるものであった』(井上 1989, 112)。そして、市民教育に関心を持つシトワイヤン・ソワサントからも CIR 参加者が出た。

私見によれば、人的なつながりで象徴的に言えば、ミッテランとエルニュとドロール、これらがクラブを通して新しい社会党に結びついた。1974年に社会党に入党するミッテランのライバルであった「統一社会党 Parti Socialiste Unifié=PSU」のミシェル・ロカール Michel Rocard も加えてよいかもしれない。1981年社会党政権の誕生は、ミッテラン一人によるものではなかったことも付言する必要がある。

「政治制度? 私以前には、それは危険なものであった。私以後にも危険なものになるだろう。私にとっては、結構なものだ」。……(中略)……大政治家によくあるように、ここでも信念の原則が効用の原則と一致していて、あれほど激しく、一貫して、真剣に批判した第五共和制憲法にフランソワ・ミッテランが適応してゆくのは、自分がひとたびエリゼ宮に入ってから、そのあらゆる可能性を見定め、そのあらゆる結果を引き出しているからである(デュアメル 1999, 51-2; Duhamel 1991, 57)。

ド・ゴール憲法の最も執拗な反対者が、その忌み嫌った制度を、彼以前の誰もがやらなかったほど社会の中心に根付かせたのである。左翼は1958年の憲法条文に反対していたが、政権に到達し、エリゼ宮に落ち着き、そこに留まり、再選されることにより、ミッテランは社会党員と第五共和制を融和させ、初めて現実に「左翼民衆」を体制の中心へ導いた(デュアメル 1999, 53; Duhamel 1991, 59)。

ミッテランは心底から、「危機、それは資本主義だ」と思っている——またそれを口にした。だから彼は前任者たちの経済倫理と、したがって自由経済および市場法則とも、縁を切ると何度も公言し、繰り返し、突きつけた自分の意図が状況に適合していると思込んでいるのである。彼は国際的危機の深刻さを過小評価し、フランスの生産機構の力を過大評価し、国の役割の影響について思い違いをしている。彼は、1979年の社会主義計画、すなわちジャン・ピエール・シューヴェヌマン Jean-Pierre Chevènement が直接生み出した、経済に関して懐古趣味の極みというべき長い参考文献にすっかり感化されている（デュアメル 1999, 158-9；Duhamel 1991, 157）。

大統領になったミッテランによって、要するに二重の転向、つまり、フランス社会主義の社会民主主義への転向と、左翼の統治文化への転向が起こることになる。それはミッテランが願い、かつ夢見ていたことではなかった。それは彼が1981年に計画していたことではなかった。それは現実が彼に強制したことであったが、彼が、不可能な社会主義ではなく、実現可能な社会民主主義を根付かせることができたところを見ると、彼の知性は十分早くからそれを理解していたのだ。彼の総合感覚が断絶の幻想に勝ったのである（デュアメル 1999, 191；Duhamel 1991, 185-6）。

ド・ゴール主義は伝統社会の終わり、ミッテラン主義は新社会の訓練期間ということになるだろう。二つの事例では、共和制君主の当初の野望はまったく異なったもので、より独創的だった。実に逆説的なことだが、ド・ゴールのもとで社会主義的価値観が広がり、ミッテランのもとで自由主義的価値観が明確化し、かつ認められている（デュアメル 1999, 202；Duhamel 1991, 195）。

しかしながら、ミッテラン大統領のもとで、第五共和制・半大統領制の限界が見えてきたことも重要である。ピーター・モリスによれば、1962年、67年、68年、73年、78年、81年、そして88年の国民議会選挙では、議会の大統領支持派が勝利し、大統領の地位は保障された。しかし、1986年と93年には、保守派の政党が国民議会を制し、ミッテラン大統領の実績とプログラムに反対するプログラムを掲げた。こうして、第五共和制・半大統領制で危惧されたシナリオ

が現実のものとなった。国家元首はもはや立法府をコントロール出来なくなった（モリス 1998, 35 ; Morris 1994, 33）。

モリスは、大統領と国民議会の対立関係について次のように想定した。すなわち、もし、大統領が新しく選出された国民議会に立ち向かおうとするならば、大統領の出来ることは次の三つである。i) 大統領を辞任し、自身の実績とプログラムを掲げて新たな大統領選挙戦を戦う。ii) 新しく選出された議会を解散し、巻き返しを図る。iii) 国民議会における多数派の党首ではなく、多数派を構成する諸政党から支持を得ることのできる人物を首相に任命して、新しい多数派の切り崩しを図る。他方、もし、大統領が国民議会に立ち向かう意思を持たないならば、大統領は新しい多数派を反映する政府を任命し、一定領域における政策立案から手を引くことになる。しかし、その一方で、大統領は引き続き「憲法の守護者」としての、そして国益の守護者としての権威を主張することが出来るし、不人気の政府の決定を批判して自己の政治的立場を改善する機会をうかがうことも出来る。単純に大統領を辞任することもまたありうる（モリス 1998, 35 ; Morris 1994, 33）。

以上の i) から iii) までの戦略はかなり危険性の高いものである、とモリスは述べる。すなわち、彼によれば、失敗すれば、国民議会に対する大統領の脆弱性を露呈することになり、大統領の権威に耐えがたいダメージを与えることになるからである。そのために、1986年と1993年には、ミッテラン大統領は二度とも保守連合（右翼）の指導者を首相に任命し、政策立案の鍵となる領域の支配権を首相に手渡したのであった。1986年と1993年に成立した妥協はコアビタシオンとして知られている。コアビタシオンが大統領の権威を対立する国民議会からどの程度守ることが出来るのかは政治状況による。コアビタシオンは1986年から1988年の大統領選挙までは合理的に機能した。というのは、左翼と右翼の間に政策的近似性が強くなっていたからである。もうひとつの理由はミッテラン人気と社会党の人気がなお続いていたからであった。コアビタシオンが成功したことは、主要なアクターであるミッテラン大統領とシラク首相の願望を反映してもいた。両者はともに二年後の大統領選挙に勝利することを期

待して大統領の権威を弱めないよう望んだのであった。だが、1993年後の状況は異なっていた。ミッテランは次期大統領選挙の候補者ではなかった。ミッテランの人気も低かった。国民議会や政府に対するミッテランの地位も弱くなっていた（モリス 1998, 35-6；Morris 1994, 33-4）。ミッテラン社会主義とも名付けられたフランス左翼の運動は一代をもって終わりを告げていた（藤村 1995, 252；土倉 2016, 29）。

しかしながら、とモリスは強調するのだが、かなり弱体化したエリゼ宮（大統領官邸）の政敵と対峙した時でさえ、1993年の保守政府がミッテランを即座に大統領の地位から追い落とそうとしなかったということは重要である。このことは、議会で堅固な多数派を持っている首相が、それを持っていない大統領に対峙する時に憲法が与えた権限—そして、大統領の憲法上の権威を守ろうとする主要政党すべての願い—を反映している。このように、コアビタシオンは第五共和制の憲法体制が柔軟性を持っていること、そして政治状況の変化に対応しうる能力を持っていることを示している（モリス 1998, 36；Morris 1994, 34）。

ただ、モリスの以上の見解は、1994年のものである。現在でも依然として真理をついているとも言えるが、2016年の現在では、コアビタシオンの評価は厳しいものがある。すなわち、コアビタシオンとは、左翼・右翼両方の主要政党の馴れ合いではないか、という見方が FN のような主要政党外から出てきているのである。第五共和制憲法は、あるいはフランスの半大統領制は、柔軟性を持ち、政状況の変化に対応しうる能力を現在でも持っているのであろうか？フランスの現代史学者ジャン・フランソワ・シリネリは次のように述べた。「ナショナルな共同体がポスト産業社会に移行したことにより、政治的・文化的な不均衡が生じただけでなく、グローバリゼーションの中に投げ込まれたことで、それまで第五共和制が続いて来た54年間の進路から逸脱してしまい、根本的に覆されてしまったのである」（シリネリ 2014, 149；Sirinelli 2008, 123；土倉 2016：49-50）。ただし、シリネリは悲観的過ぎた文学的表現ではないかというのが、率直な私見である⁴⁾。

あらためて、コアビタシオンについて考えてみたい。なぜなら、これこそ、半大統領制のよい面と悪い面を同時に浮かび上がらせるし、それと同時に、ミッテランの複雑な政治スタイルは、コアビタシオンにおいて如何なく発揮されるからである。1958年以来、それまで起きていなかった事態は、大統領が反対勢力による議会多数派と対立する構図である、とフランスの著名な歴史家ミシェル・ヴィノックは「コアビタシオンの二頭政治」について説き起こす。すなわち、1986年に、人気の下落到直面していたフランソワ・ミッテランは、社会党の総選挙敗北を予測した。右翼が勝利した場合、彼はどのような判断を下そうとしていたのだろうか。この疑問は、ド・ゴールの一期目の終わりから呈されて来たものだった。ド・ゴールは「国の頂点における二頭政治は受け入れられない」と宣言した。そうである以上、もし反対勢力が国民議会で多数を占めた場合、第五共和制の創立者は、民間出身者を首相にあてることを検討していた。ド・ゴールは、アラン・ペルフィットにこう語った。「議会で多数が得られないなら、それで構わない。この憲法は、議会で多数を占めなくても政権運営が出来るように作られた。1958年のように、私は新しい人材を起用するつもりである。政治闘争で汚されていない技術者、専門家、その能力により尊敬される高級官僚、管理運営能力のある人たちを起用する」。しかしながら、反対勢力が大勝した場合には、ド・ゴールはそれを認めて、辞職するか、議会を解散するとした（ヴィノック 2016, 343-4; Winock 2015, 315-6）。

ミッテランは違った。彼にとって、社会党の敗北を最小限にとどめる方策は、小選挙区二回投票制を、県単位の比例代表制に改めることだった。比例代表制の復活は、1981年大統領選挙の際の「110の提案」にも含まれていた。新選挙法は、1985年4月、社会党が敗北した県議会選挙後に成立した。この選挙法は、小選挙区制を支持し、右翼の力を弱めるために国民戦線（FN）を利することを拒否する農相ミシェル・ロカールの辞任を招いた。1986年3月の国民議会選挙では、左翼与党は予想どおり敗れたが、10%近い票を得た FN は35議席を獲得し、右翼の議席はその分だけ減ることになった。ところで、ド・ゴールは亡くなり、ド・ゴール派と新ド・ゴール派は、政権獲得の機を逸するよりは、

コアピタシオンと習慣的に呼ばれるものを敵視しなくなっていた。すでに、RPR のバラデュールは、『ル・モンド』への寄稿でその原則を説明し、注目を集めていた。一方、ミッテランは、1986年3月16日、国民議会選挙での右翼の「新しい多数派」の勝利を確認した後、彼が左翼の大統領と右翼の多数派による「共存」と呼ぶ新たな事態を受け入れた。議会制民主主義のルールを尊重して、術策を弄することなく、彼は勝利した政党のリーダーであるジャック・シラクに、新内閣を組閣するように要請した。彼が、1988年の大統領選挙を念頭に置いていたことは疑いようがない。二年間内閣を率いて、シラクは消耗するはずだ。ミッテランは、不人気な政策の責任を負わずによくになり、人気回復が見込まれるのだった。彼の両義的な傾向は、こうした状況に適していたから、彼は日々の事細かな実践を楽しむことができた。ラクチュールは、興味深い言葉でこれを評した。「コアピタシオンを、彼は享樂的に憎んでいた」（ヴィノック 2016, 344. ; Winock 2015, 316-7）。

さて、ここで憲法院の存在について述べておきたい。フランス第五共和制憲法第五六条は憲法院の設置を規定している。その職務は大統領選挙と議会選挙の適法性を監視すること、国民議会によって可決された法律が、政府によって公布される前に、その合憲性を判断することである。また、憲法院は国際条約が憲法に適っているかどうかを判断することも出来る。憲法院の構成員は九名で、そのうち三名を大統領が任命し、残りのうち三名ずつを国民議会議長と元老院議長が任命する。第五共和制最初の数年間の憲法院の評判は、憲法院が憲法の守護者であるよりも執行府の手先であり、非常に強力な反政府の立法府という亡霊を追い払う機関であるというものであった。1962年、ド・ゴールが大統領直接選挙制の導入にあたり、憲法第11条を適用して国民投票にかけたことに対して違憲判決を下すことを、憲法院が拒否したことは少なからず批判を招いた。1974年、憲法改正により、憲法院への提訴権がそれぞれ60人の国民議会議員と元老院議員に対して認められることになった。1977年、ジスカール・デスタン大統領が EC 議会議員の直接選挙制に関する合憲性の判断を憲法院に求めた。1980年代には、野党議員が、右翼であると左翼であるとを問わず、広

く憲法院に提訴するようになり、その決定は政府立法に実質の変更を迫るものとなった。1986年、シラク内閣になって最初の数か月では、憲法院に提訴された十六の法律のうち、無条件に承認を得たのは、わずかに四つの法律しかなかった。1992年、憲法院は、EU に関するマーストリヒト条約の批准には憲法改正が必要であるという判断を下した（モリス 1998, 36-8；Morris 1994, 34-6）。

モリスは、憲法院が愛犬から番犬へと変わったことは、フランス政治における重要な発展であった、と言う。すなわち、憲法院が左右両翼から議会闘争の武器として組織的に利用されていること、判事の任命が政党に配慮されて行なわれているということは事実である。1986年選挙で社会党の敗北が確実となる以前、ミッテラン大統領は、憲法院院長に、彼のもっとも近い盟友の一人であるロベール・バダンテール Robert Badinter を任命した。その後、シラク内閣を支える RPR の議員たちは、憲法院の下した判決の多くを非難した。彼らは、伝統的野党が行なって来た共和制擁護演説を、皮肉なことに自ら行なって、憲法院は議会主権に対する脅威であると述べたのである。第五共和制の政治体制における憲法院の役割は確立されたものとなっている（モリス 1998, 38；Morris 1994, 36）。大統領制は、たしかに憲法院がはじめ支柱となっていたが、と同時に、憲法院は、形を変えて、大統領に対する牽制も行なえる機関ともなっていると言えるのではないだろうか。

おわりに

ここでは、ひとつのまとめとして、政党の大統領制化の観点から、フランス第五共和制の政党について考えてみたい。第五共和制は、そのスタート時点（1958年）から、ド・ゴールが梃子入れしたド・ゴール派政党である UNR の長きにわたる一党に特徴づけられる。その後、共和国防衛連合 UDR（1968年）、共和国民主連合 UDR（1971年）、RPR（1976年）、UMP（2002年）、共和党 Les Républicains = LR などと名称を変えながら、ド・ゴール派勢力は政党システムを中心に位置し続けた。与党にあった期間は、通算40年以上にわたっている。ただ、その一党支配は、体制の正当性を獲得したド・ゴール大統

領が作り上げた政党だから続いたわけではない。それは、第四共和制時の共産党に比することが出来るほどのミリタン政党であり、その後の政権復帰と社会経済の発展に合わせる形で、巧みに「選挙民政党 parti d'électeur」へと変貌を遂げることに成功したことの結果でもあった（レイ・吉田 2015, 109；シャルロ, 1976；Charlot 1970）。

ド・ゴールは、過去の社会を堂々と葬り去った。継続性を熱愛するこのカトリック信者の軍人の在職10年間に、フランスは無信仰の都市賃金生活者の国になった。ミッテラン、大きすぎる希望を抱いたロマンチックな文人のほうでは、フランス社会を経験的かつ個人主義的な社会民主主義の中へもっとも積極的に引き入れた。社会面では、ド・ゴールの刻印は、彼が主張していたあの参加を認めさせるのに成功せずに、その伝統を愛していた社会との絶縁を早めたことであっただろう。ミッテランの足跡は、フランスの社会民主主義を、ミシェル・ロカールが型破りの大胆さで「穏健資本主義」と名付けたものが主導するEUに統合したことであろう（デュアメル 1999, 202-3；Duhamel 1991, 196）。

ド・ゴールとミッテランの大統領権力の対比は、まだまだ追求させてゆく領域と可能性を秘めているが、不十分ながら、ド・ゴールからミッテランへの変移は、ヘイワードの言葉を借りれば、「共和主義的君主から政党的大統領」（Hayward, 1993）への転換ではなかろうか？ それをもって第一の結語としたい。

第二の結語として、フランスの現代政治史の泰斗だったルネ・レモンの2002年のフランス大統領選挙を前にして書かれた「大統領の機能の将来」という短い論文に言及しておきたい。レモンによれば、選挙とは、ただ代表者を選ぶということではないと言う。選挙とは、集団の運命、制度の将来に関して方向をつける重要な選択であるとして、次のように言う。すなわち、大統領制という問題は新しい問題ではない。それは第五共和制の端緒から生じていた問題であった。第五共和制憲法作成にあたって、これまでのいつもの分類からかけ離れた奇妙な条文を前にして、専門家たちはどのようなカテゴリーとして位置づけるのかわからなかったが、ともかく、新しい制度についての論争は、特殊な

状況の中で、いつものように歴史用語を借用して、ひとつの選択肢に収束していった。すなわち、オルレアニスト orléaniste なのかボナパルティスト bonapartiste なのか？ という選択肢である。言い換えれば、この体制は議会制のほうに向かうのか、あるいは権威的なタイプの個人権力を打ち立てようとするのか、という選択である。この論争の用語は古くなっている。もはや今日では誰もこの伝統を参照しようとは考えないだろう。だが、この問題 *problématique* は今日でも現実的である。問題を少し理解することは、2002年大統領選挙がもたらす制度的な賭けが、象徴的ではあるが効果的に、大統領制の性質と傾向を理解するための、時局的な論争と大統領制の解釈を予見させてくれるのである (Rémond 2002, 30)。

レモンはこうも述べる。第五共和制の開始は、1958年憲法の大統領制的読解を課している。アルジェリア戦争によって引き起こされた状況は、ド・ゴール将軍が権力に復帰して来たという例外的な事情と同じように、諸事件の劇的な性格、市民の治安と合法性が中断される危機を伴い、暗黙の委任を国家元首という人格に与えることが、戦争への問題を解決し、権力のバランスを変えて、規定された条文よりも、より大統領制的な体制に変えることにあるとされた。これは第五共和制の創設者の望むところであり、アルジェリア問題を創設者に委ねることもあった。しかしながら、この諸事情とド・ゴール将軍によってなされたこの解釈は永続性を保証されるものではなかった。それは全員によって受け入れられることはありえなかった。この問題はフランスの政治文化に根付く根本的な二つの伝統に正面から向き合うものである。すなわち、立憲的君主制の遺産を引き継ぐ自由主義的で議会主義的な伝統と、共和主義的民主主義的伝統である。もっとも、二つの伝統は次第に接近して来て、議会では、溶解し、いたるところで根付いているものであるが (Rémond 2002, 31)。

レモンの指摘については、高橋が述べている (本稿, 17頁) ことと重なる。すなわち、高橋は「第五共和制の体制と過去の歴史上のある体制との類似性指摘をして、第五共和制憲法の中にある者は『オルレアニスム』との類似性を見る (デュヴェルジェ) が、ある者は『自由帝制』との類似性を指摘する (レイ

モン・アロン）」と述べるが、ここから、レモンの主張していることを踏み込んで解釈するならば、ド・ゴール期の大統領制は「自由帝制」的であったが、ミッテラン以降の大統領制は「オルレアニズム」に変容して行くと考えるのが私見である。

- 1) スペイン系アメリカ人の政治学者ファン・J・リンスはマルクスの次のような言葉を用いる。「選出された国民議会は、国民に対して形而上学的な関係に立つが、選出された大統領は、国民に対して人格的な関係にある。まさに、国民議会においては、国民精神の多様な側面が個々の議員の中に現れるが、大統領の中には、この国民精神そのものが具現されている。議会と比較して、彼は一種の神権を有している。すなわち、彼は人民の恩寵による大統領なのである」（マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』）（リンス 2003, 23）。著名なジャーナリストである国末憲人のフランス大統領についての次のような記述も興味深い。国末によれば、フランス第五共和制の大統領は「民主主義国家でもっとも強大な権力を持つ」といわれている。アメリカのように小うろさい副大統領はいない。首相や閣僚を自ら指名し、議会を解散できるのに、議会側からは不信任を突き付けられることもない。再選は何度でも可能だ。大統領が実権を失い、象徴的な地位に甘んじている国が少なくないなかで、フランスの大統領は絶対王制の君主のような重みと風格を備えている（国末 2005, 23）。デュヴェルジェによれば、議会多数派にかかる大統領の権威 *autorité* は彼の権力の主要な資源である。というのは、この多数派の議員たちは彼らのリーダーが最高であり、基本的な問題については結局は彼に従うことになることや、大統領が政府の本当の頭であることをよく知っているからである。首相は、大統領の政策を実現させてゆくために、あるいはすべての閣僚たちが協調できるように、非常に重要な役割を果たす。だが、首相は、総司令官によって決定された戦略の領域で、その決定を執行することを課せられた参謀本部の頭に過ぎないのである（Duverger 1986, 49-50）。フランスの大統領モデルは、1962年にそのバランスが逆転した1958年憲法に由来し、その実践はド・ゴールによる先導的大統領によって確立された（サルトリー 2000, 137）。1964年1月31日、ド・ゴールは「国の不可分な権威は、国民が選出した大統領に完全に委任され」、そして「最高の支配権は、大統領のみに帰する」と宣言した。これは憲法には書かれていないが、ド・ゴールの継承者は、ミッテランまでを含め、これを喜んで受け入れた（サルトリー 2000, 153）。
- 2) 政治学者待鳥聡史によれば、大統領の首相とは、首相職の本質から導かれる二つの特質、すなわち、議会多数派との関係を第一議的に重視すること、行政官僚制を使って政策を展開することの双方について、新たな方向性を追求しようとする存在だといえよう、と言う。すなわち、具体的には、議会多数派との関係ではなく、マスメディアや一般有権者との直接的な結びつきを重視すること、および行政官僚制

ではなく首相と個人的に結びつき政治的任命を受けた者を重用して政策展開を図ることが、大統領制の首相の大きな特徴となる（待鳥 2006, 314）。このような待鳥の言説には、次のような理論的背景がある。すなわち、待鳥によれば、議院内閣制と大統領制の関係は、それほど自明なものではない。今日では、民主主義に基づく執政制度の形態として両者を対極に位置づけるという見解には、執政制度の理論的および実証的な比較分析を行なう論者の間では否定的な傾向が強まっている。むしろ、最近の研究成果が明らかにして来たのは、議院内閣制と大統領制の双方について多数のヴァリエーションが存在すること、そして議院内閣制と大統領制を統一的な視点から分析することが可能だということである。また、大統領制という用語自体が、政府の構造を特徴づけるためには不適当だという見解も存在する。一方において、大統領制の首相論が台頭し、他方において、議院内閣制と大統領制の違いを相対化する見方が台頭するという状況は、どのように理解すればよいのだろうか（待鳥 2006, 312）。

「第三の大統領制化とは、コアピタシオン（後述）期以降に見られる『首相の大統領制化』と呼ばれる」とする川嶋説に引き付けて述べれば、たしかに「首相の存在感」が増大したケースがフランスでも見られた。ミッテラン政権の時のシラク首相であり、シラク政権の時のジョスパン首相だった。直近で言えば、オランダ政権のマニユエル・ヴァルス Manuel Valls 首相がそうであろう。

- 3a) プレビシット plébiscite とは、『大言海』（富山房）によれば、① クーデター等で出来た政権が国民に正当性を請う国民投票、② 国際法上、自治権・他国への帰属を決める住民投票、③ 古くはスイスの住民投票、④ 古代ローマでは、平民決議による法律であった。ジャーナリスト国末憲人によれば、住民投票、国民投票の歴史をさかのぼると、物議を醸した例も少なくない。ヨーロッパで、国民投票が大々的に実施された初期の例は、フランス革命時の1793年、95年、99年に憲法を制定した際である。ただ、その後この制度は権力者に多用された。ナポレオンやナポレオン3世は、国民投票を根拠に帝位に就いた。こうした例から、当時の国民投票を示すフランス語「プレビシット」には、「為政者が自分の地位や権力を守るために民意を利用する」といった否定的な意味が付きまとった。19世紀後半以降、国民投票をもっと肯定的にとらえるフランス語として「レフェランダム référendum」が定着した。もっとも、国民投票を都合よく利用する例は以後も絶えなかった。この制度を最も頻繁に利用した政治家の一人がドイツのヒトラーである。1933年の国際連盟脱退、34年の自らの総統就任、38年のオーストリア併合にあたっては、いずれも追認のための国民投票を実施して「民衆の支持」を演出した。国民投票は可否の結果が明確に表れるため、敵を定めて攻撃することで人気を得るポピュリストや独裁者が使いたがる手法である。住民投票や国民投票は、市民の意見をそのまま政治に反映する直接民主制の一形態である。だが、これをとらえて『民意が反映される』と絶賛するのは、あまりに無防備である。直接民主制はしばしば、権力者のアリバイづくりに利用される。欧米社会には、長年培ってきた代表制民主主義（間接民主制）の伝統が根付いている。市民の利害や感情から一歩距離を置き、検討や交渉の

余地を置いて、理性的な政治を進めるために適した制度である（国末憲人、「プレビシットという落とし穴」、『朝日新聞 GLOBE』、2015年6月7日；<http://globe.asahi.com/feature/memo/2015060500011.html>）。

3b) 「五月革命」とド・ゴールについては、参照、土倉 2016, 15-8。

4) したがって、第五共和制下の憲法改正過程に注目した吉田徹の言説は反対に樂觀的なものと考えることが出来る。吉田によれば、フランス第五共和制下の憲法改正の長い過程は、いわば大統領化の断続的な自己強化のプロセスとして見る事が出来ると言う。すなわち、危機から生まれた第五共和制が、フランス政治史において稀に見る安定性を実現することになったのも、大統領化の自己強化のプロセス——政治実践とその様式の再編——と無縁でないことは、強調しておかなければならない、と吉田は主張する（吉田 2016, 199）。

参 考 文 献

- 井上すず（1989）「フランスにおける『クラブ現象』——1960年代非共産党左翼結集の問題を中心として——」、犬童一男他編『戦後デモクラシーの安定』、69-131頁、岩波書店。
- 岩崎正洋（1999）、「政治制度と民主主義——政治制度をめぐる理論的潮流の検討」、白鳥令編、『政治制度論：議院内閣制と大統領制』、芦書房、319-45頁。
- （2015）、『比較政治学入門』、勁草書房。
- 川嶋周一（2014）、「フランス」、網谷龍介・伊藤武・成廣孝編、『ヨーロッパのデモクラシー』【改訂第2版】、ナカニシヤ出版、121-70頁。
- 川出良枝・谷口将紀編（2012）、『政治学』、東京大学出版会。
- 国末憲人（2005）、『ポピュリズムに蝕まれるフランス』、草思社。
- 久米郁男ほか（2011）、『政治学』、有斐閣。
- 高橋和之（1994）、『国民内閣制の理念と運用』、有斐閣。
- 辻 陽（2005）、「大統領制比較のための視座（一）——「制度的権力」と「政治的権力」——」、『法學論叢』第158巻第2号、30-53頁。
- 土倉莞爾（2000）、『現代フランス選挙政治』、ナカニシヤ出版。
- （2016）、「時代を画す大統領たち——フランス「第五共和制」論の試み——」、『関西大学 法学論集』第66巻第3号、1-59頁。
- 中村 督（2015）、「フランス——5月革命」、西田慎、梅崎透編著、『グローバル・ヒストリーとしての「1968年」：世界が揺れた転換点』、ミネルヴァ書房、195-220頁。
- 中山洋平（1999）、「ミリタン：フランス民主主義の基層へ」、『創文』、406号、26-8頁。
- （2002）、『戦後フランス政治の実験：第四共和制と「組織政党」1944-1952年』、東京大学出版会。
- （2006）、「第二次大戦後の政治と社会」、谷川稔、渡辺和行編著『近代フランスの歴史：国民国家形成の彼方に』、ミネルヴァ書房、205-33頁。
- 樋口陽一（1989）、『権力・個人・憲法学：フランス憲法研究』、学陽書房。

- 藤嶋 亮 (2014), 「半大統領制」, 網谷龍介ほか編, 『ヨーロッパのデモクラシー』【改訂第2版】、ナカニシヤ出版、171-3頁。
- (2016), 「半大統領制と政党間競争」, 『日本比較政治学会年報』, 第18号、209-237頁。
- 藤村 信(1995), 『美し国フランス』, 岩波書店。
- 古田雅雄 (2014), 「大統領制と議院内閣制の比較研究——民主主義にはどちらの統治形態がより有効であるのか——」, 『社会科学雑誌』第9巻, 57-136頁。
- 待鳥聡史 (2006), 「大統領的首相論の可能性と限界——比較執政制度論からのアプローチ——」, 『法學論叢』第158巻第5・6号, 311-41頁。
- (2015), 『代議制民主主義: 「民意」と「政治家」を問い直す』, 中公新書。
- (2016), 『アメリカ大統領制の現在: 権限の弱さをどう乗り越えるか』, NHK出版。
- 吉田 徹 (2008), 「フランス・ミッテラン社会党政権の成立」, 高橋進・安井宏樹編, 『政権交代と民主主義』, 東京大学出版会, 3-42頁。
- (2009), 「フランスの分割政府——保革共存(コアビタシオン)の政治学的読解に向けて」, 『新世代法政策学研究』, 第4号, 252-87頁。
- (2016), 「『大統領化』の中のフランス憲法改正」, 駒村圭吾・待鳥聡史編, 『憲法改正』の比較政治学』, 弘文堂, 176-99頁。
- ヴィノック, ミシェル(大嶋厚訳)(2016), 『ミッテラン: カトリック少年から社会主義者の大統領へ』, 吉田書店。
- サルトーリ, ジョヴァンニ(岡沢憲芙監訳)(2000), 『比較政治学: 構造・動機・結果』, 早稲田大学出版部。
- シリネッリ, ジャン・フランソワ(川嶋周一訳)(2014), 『第五共和制』, 白水社。
- シャルロ, ジャン(野地孝一訳)(1976), 『保守支配の構造: ゴリスム1958-1974』, みすず書房。
- デュアメル, アラン(村田晃治訳)(1999), 『ド・ゴールとミッテラン: 刻印と足跡の比較論』, 世界思想社。
- ドゴール, シャルル(朝日新聞外報部訳)(1971), 『希望の回想』, 朝日新聞社。
- ペイルフィット, アラン(1978)(根本長兵衛・天野恒雄訳), 『フランス病』, 実業之日本社。
- ポグントケ, トーマス&ポール・ウェブ編(岩崎正洋監訳)(2014), 『民主政治はなぜ「大統領制化」するのか: 現代民主主義国家の比較研究』, ミネルヴァ書房。
- ホフマン, スタンレイ(天野恒雄訳)(1977), 『革命か改革か』, 白水社。
- モリス, ピーター(土倉莞爾・増島建・今林直樹訳)(1998), 『現代のフランス政治』, 晃洋書房。
- ラクチュール, ジャン(持田坦訳)(1972), 『ドゴール』, 河出書房新社。
- リンス, ファン・J(2003)(中道寿一訳), 「大統領制民主主義か議院内閣制民主主義か」, ——&A・パレンズエラ編(——訳), 『大統領制民主主義の失敗: その比較研究』, 南窓社, 16-138頁。

- ルーセル, エリック (山口俊章・山口俊洋訳) (2010), 『ドゴール』, 祥伝社。
- レイ, アンリ・吉田徹 (2015), 「フランス二大政党の大統領制化——動員様式をめぐる収斂?」, 吉田徹編著, 『野党とは何か：組織改革と政権交代の比較政治』, ミネルヴァ書房, 109-42頁。
- ワース, アレクザンダー (内山敏訳), (1967), 『ド・ゴール』, 紀伊国屋書店。
- Berstein, Serge et Michel Winock (dir.) (2004), *La République recommencée: de 1914 à nos jours*, Paris, Seuil.
- Charlot, Jean (1970), *Le phénomène gaulliste*, Paris, Fayard.
- Duclert, Vincent et Christophe Prochasson (dir.) (2007), *Dictionnaire critique de la République*, Paris, Flammarion.
- Duhamel, Alain (1991), *De Gaulle-Mitterrand: La marque et la trace*, Paris, Flammarion.
- Duhamel, Olivier (1986), “Questions constitutionnelles pour l’après-mars”, *Projet*, No. 198, pp. 12-18.
- Duverger, Maurice (1959), “Les institutions de la Cinquième République”, *Revue française de science politique*, Vol. 10, No. 1, pp. 101-34.
- (1968), *Institutions politiques et droit constitutionnel 10. ed. remaniée.*, Paris, Presses Universitaires de France.
- (1980), “A New Political System Model: Semi-Presidential Government”, *European Journal of Political Research*, Vol. 8, No. 2, pp. 165-87.
- (1986), “L’expérience française du régime semi-présidentiel” dans sous la direction de ———, *Les Régimes Semi-Présidentiels*, Paris, PUF, pp. 47-54.
- Elgie, Robert (2004), “Semi-Presidentialism: Concepts, Consequences and Contesting Explanations”, *Political Studies Review*, Vol. 2, pp. 314-30.
- (2013), “The French Presidency”, in edited by Alistair Cole et al., *Developments in French politics 5*, London, Palgrave Macmillan, pp. 19-32.
- Grosser, Alfred (1965), *La politique extérieure de la Ve république*, Paris, Seuil.
- Hayward, Jack (1993), “From Republican Sovereign to Partisan Statesman”, in ——— (ed.), *De Gaulle to Mitterrand: Presidential Power in France*, London, Hurst & Co., pp. 1-35.
- Lacouture, Jean (1965), *De Gaulle*, Paris, Seuil.
- Morris, Peter (1994), *French Politics today*, Manchester University Press.
- Peyrefitte, Alain (1999), “Les trois cohabitations”, *Le Pouvoirs*, no. 91, pp. 25-31.
- Rémond, René (2002), “L’avenir de la fonction présidentielle”, *Etudes*, 2002/1, pp. 29-38.
- Sartori, Giovanni (1997), *Comparative constitutional engineering: an inquiry into structures, incentives and outcomes*, 2nd ed, Basingstoke, Macmillan.
- Sirinelli, Jean-Francois (2008), *La Ve République, 2e ed.*, Paris, Presses Universitaires de France.
- Siegfried, André (1956), *De la IIIe à la IVe République*, Paris, B. Grasset.

Winock, Michel (2015), François Mitterrand, Paris, Gallimard.

Zancarini-Fournel, Michelle & Christian Delacroix (2014), *La France du temps présent : 1945-2005*, Paris, Belin.

* : 本稿は、2016年5月27日、京都産業大学で開催された日本比較政治学会研究大会において、自由論題D「現代の先進諸国」部会に提出された報告論文「ド・ゴールからミッテランへ：『大統領の権力』の比較政治学的考察」に、加筆・訂正されたものである。